平成２２年（フ）第２０７３８号
東京都葛飾区堀切８丁目13―２―103
債務者　小高　佑太
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７３９号
東京都葛飾区堀切８丁目13―２―103
債務者　小高　梨沙
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７４０号
東京都北区田端１丁目21―２―102
債務者　高橋　信男
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７４７号
東京都目黒区平町１丁目３―16―209
債務者　益海　愛子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７２号
東京都練馬区旭丘１丁目68―２―304
債務者　北川　一之
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７６号
東京都豊島区南長崎３丁目10―５―213
債務者　吉田　　彰
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７７号
東京都新宿区高田馬場３丁目14―５―102
債務者　野上　秀保
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７７９号
東京都新宿区馬場下町51―208
債務者　廣瀬　英樹
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７８０号
東京都足立区竹の塚３丁目５―18―406
債務者　勝野　弘子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７８３号
東京都杉並区阿佐谷北２丁目７―25―103
債務者　福嶌　洋子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７９１号
東京都杉並区方南１丁目29―１―102
債務者　宮元三惠子（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７９６号
東京都杉並区宮前５丁目25―26
債務者　栗村太郎丸
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７９７号
東京都豊島区南大塚２丁目36―１―601
債務者　宮田　昌子
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７９８号
東京都豊島区駒込２丁目９―５―202
債務者　高西　雅典
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０７９９号
東京都三鷹市牟礼２丁目７―10―202
債務者　北原　卓哉
1　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０８０９号
東京都大田区矢口１丁目23―12　特別養護老人ホーム　ゴールデン鶴亀ホーム
債務者　阿部　久美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部